

あなたのお仕事は、
いわゆる

(川崎市契約条例第7条)

「公契約条例」

が適用されています。

公契約条例とは・・・

※
川崎市との契約等に関わるお仕事をした労働者に支払われる賃金の下限額を定めることで、従事する労働者の労働条件の確保し、併せて事業者の社会的価値の向上等を図ることにより、質の高い工事や業務を調達していくものです。
川崎市では、平成23年4月から条例を施行しています。

※賃金の下限額を条例では「作業報酬下限額」といいます。

対象となる契約等

工事：予定価格6億円以上

委託：・予定価格1千万円以上
(対象業種)
警備・建物清掃・屋外清掃・
施設維持管理・データ入力
・指定管理業務

対象となる労働者

工事：裏面に記載する職種で本契約に係る作業に従事する者
※一人親方も含みます。

委託：・本契約に係る作業に従事する者
・指定管理業務に従事する者

自分の賃金が作業報酬下限額より低いと感じた場合は・・・

- ・自分の作業報酬が記載された台帳を閲覧することができます。
- ・申し出をすることができます。

申し出先（次のいずれか）

- ・川崎市役所 財政局資産管理部契約課
住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話番号：044-200-3695/FAX044-200-9901

- ・受注者である元請事業者

- ・賃金が作業報酬下限額より低い場合は、差額を受け取ることができます。

※申し出等をしたことを理由とする解雇や請負契約の解除等、不利益な取扱いを受けることはありません。

平成27年度作業報酬下限額一覧表（作業1時間当りの額、単位：円）

特定業務委託契約

職 種	作業報酬下限額
	910



KAWASAKI CITY

携帯・スマホ版

川崎市

発行元：川崎市役所 財政局資産管理部契約課